

# 公立保育所の認定こども園への移行について

資料 3

## 1. 認定こども園化の位置づけ

- (1) 第2期木津川市子ども・子育て支援事業計画  
第5章「6. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保」  
→各家庭や子どもの状況に応じた多様なニーズに対応するため、一つの施設で過ごせる保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ認定こども園への移行など、教育・保育内容の一層の向上を図ります。
- (2) 木津川市公立保育所民営化等実施計画  
→地域の特性を踏まえ、いづみ・やましろ保育園を、令和6年度に幼保連携型認定こども園化

## 2. 市内教育・保育施設の状況

		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
公立	幼稚園	3	3	3	3	3	3	3	3
	保育所	12	12	11	11	10	8	8	8
	認定こども園								
民間	幼稚園	1	1	1	1	1	1	1	1
	保育所	5	5						
	認定こども園			7	7	8	9	9	9
	地域型保育					4	5	7	7
合計		21	21	22	22	26	26	28	28

## 3. 認定こども園化によるメリット等

- (1) 公立園の役割  
これまでの公立保育所が担ってきた役割を引き続き担う。



- (2) 認定こども園化のメリット  
→保護者の就労等の有無に関わらず受け入れ、教育・保育を一体的に実施  
→就労等の変化に応じて、引き続き同施設に子どもの通園が可能  
→全ての子育て家庭の相談・支援の場の提供

例) 2号認定 ⇒ 1号認定の切り替え  
就労等の変化に応じてこれまで通い慣れた園に引き続き通える(※定員状況による)



区分		7:30	8:30			14:00	16:30		18:30
1号	教育保育時間								
	保育短時間								
2号	保育短時間								
	保育標準時間								



## ～いづみ保育園・やましろ保育園を認定こども園へ移行～ 移行時期：令和6年4月1日

	保育所	幼保連携型認定こども園
法的性格	児童福祉施設	学校かつ児童福祉施設
職員の要件	保育士	保育教諭(幼稚園教諭+保育士資格)
利用子ども	2号・3号子ども	1号～3号子ども
教育・保育指針	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
利用料	国基準額に基づき保護者の市民税所得割額に応じて市が決定	保育所と同じ
給食の提供	提供義務あり	1号: 提供義務なし 2・3号: 保育所と同じ
開園日・開園時期	11時間開園、土曜日開園が原則	1号: 原則1日4時間 2・3号: 保育所と同じ
閉園日	日曜・祝日・年末年始	1号: 土日祝・年末年始、夏冬春に長期休日あり 2・3号: 保育所と同じ

項目	幼保連携型		保育所型	
	移行要件	主な課題	移行要件	主な課題
職員の身分	教育公務員に身分替え	学校共済組合へ移行	現行のまま	特になし
保育従事者の資格	保育士+幼稚園教諭を併有する「保育教諭」	併有者の確保 幼稚園免許の更新	保育士資格と幼稚園教諭免許状を併有者が望ましい	併有の必要性について要検討(特にクラス担任)
利用定員	1～3号 ※2号定員必須	1号の設定と職員配置	1～3号 ※1・2号定員必須	1号の設定と職員配置
その他の役職配置	学校医、学校歯科医、 学校薬剤師の配置	薬剤師の新たな配置	嘱託医	現行のまま
保育室の数	クラスの数を下回ってはならない	特になし	特になし	特になし

- 1号認定の定員設定  
基準範囲内で各年齢児最大「3人」。  
※需給バランスを勘案し、将来的に状況変化により再検討。
- 1号認定の開園時間・開園日  
保育・教育標準時間(1日4時間程度)、月曜日～金曜日  
※土日祝・年末年始・夏冬春に長期休日

- スケジュール(想定)  
R4年度 素案の作成、京都府協議  
R5年度 保護者説明・職員説明  
例規等の整備・届出  
申込受付・決定  
R6.4.1 認定こども園スタート

# いづみ・やましろ保育園の概要(現在)

	開園年月	現園舎建設年	延床面積	構造	敷地面積	園庭面積	利用定員(人)					
							0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
いづみ保育園	S27.10	H18	2,186.81㎡	鉄骨造	3,653.42㎡	1,340.68㎡	14	40		176		230
やましろ保育園	S55.4	S54	1,110.95㎡	鉄筋コンクリート造	3,323.92㎡	1,046.22㎡	12	54		184		250
		H3	684.83㎡	鉄筋コンクリート造								

## ■開所時間

平日	AM7:30 ~ PM7:00
土曜日	AM7:30 ~ PM5:00

## ■保育時間認定に関する保育時間

	標準時間(11時間)	短時間(8時間)
平日	AM7:30 ~ PM6:30	AM8:30 ~ PM4:30
土曜日	AM7:30 ~ PM5:00	AM8:30 ~ PM4:30
延長保育	PM6:30 ~ PM7:00	平日:PM4:30 ~ PM7:00 土曜:PM4:30 ~ PM5:00
延長料金	月額3,000円(※1回当たりの額は、200円/30分)	

## ■毎日の保育の流れ

時間	乳児	幼児
7:30	開園 保育標準時間(11時間)開始 順次登園	開園 保育標準時間(11時間)開始 順次登園
8:30	保育短時間(8時間)開始 順次登園	保育短時間(8時間)開始 順次登園
9:30	おやつ	あそび 課題保育など
10:00	あそび 散歩など	
11:00	食事	
		食事
12:00	午睡	
12:30		午睡 (3・4歳児 一年中) (5歳児 夏季のみ)
14:30	目覚め	目覚め
15:00	おやつ	おやつ
15:30	順次降園	順次降園
16:30	保育短時間(8時間)終了	保育短時間(8時間)終了
18:30	保育標準時間(11時間)終了	保育標準時間(11時間)終了
19:00	閉園	閉園

いづみ保育園  
木津川市加茂町里西鳥口95番地



やましろ保育園  
木津川市山城町北河原古屋敷41番地1

